

(案)

第3期 湯梨浜町
子ども・子育て支援事業計画

令和7年■月
湯梨浜町

目次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画策定の体制

第2章 湯梨浜町の子ども・子育てをとりまく状況

- 1 子ども・子育てにかかる人口・世帯等の状況
- 2 子育て施策の状況
- 3 アンケート結果からみる子どもと子育ての状況
- 4 子ども・子育て支援の取組状況（第2期計画の振り返り）

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本目標
 - (1) 子どもが笑顔で健やかに育つまちづくり
 - (2) 家庭で愛情いっぱい子育てできるまちづくり
 - (3) 子どもを地域が見守り支えるあたたかいまちづくり
- 3 計画の体系
- 4 現状と課題

第4章 目標実現のための施策

- 1 子どもが笑顔で健やかに育つまちづくり
 - (1) 子どもの成長を支える教育・保育の提供
 - (2) 親子の健康の確保及び増進
- 2 家庭で愛情いっぱい子育てできるまちづくり
 - (1) 家庭における子育て力の向上
 - (2) 子育てと仕事の両立支援
 - (3) 困難な状況にある子どもの支援
 - (4) 経済的支援の充実
- 3 子どもを地域が見守り支えるあたたかいまちづくり
 - (1) 安心・安全のまちづくり
 - (2) 子育て団体の支援と連携

第5章 事業計画

- 1 教育・保育の提供区域の設定
- 2 教育・保育にかかる量の見込み・確保の内容と実施時期
- 3 地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込み・確保の内容と実施時期

- 4 教育・保育の一体的提供と教育・保育の連携推進
- 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施
- 6 総合的な子どもの放課後対策の推進（新・放課後子ども総合プラン）

第6章 計画の着実な推進のために

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理
- 3 計画の公表

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では、1990年代以降、少子化や核家族化の進行を背景に、保育サービスの需要の増大や子育てに対する孤立感や不安・負担感の増加など、子育てを取り巻く環境が大きく変化し、子どもの健やかな成長と子育てについて、社会全体で支援していくことが必要とされています。

このような子育てに関する社会的背景のもと、わが国では、これまで少子化対策として、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取り組みや平成24年に制定された「子ども・子育て3法」に基づいた、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」の策定の義務づけなど、さまざまな取り組みを展開してきました。

さらに、この3法に基づいて平成27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」との考えを基本に、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における子育て支援等、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。

本町においても、平成27年に5か年を1期として「子ども・子育て支援事業計画」と「湯梨浜町次世代育成支援行動計画」を一体的に進める「湯梨浜町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、以降2期にわたって、教育・保育施設の整備や家庭保育の支援など、その推進に取り組んできました。一方で、多様化する保育ニーズへの対応や放課後児童の居場所確保などの課題解消に向けたさらなる取り組みが必要となっています。

また、子ども・若者を取り巻く環境がめまぐるしく変化する中、全国的に、ひきこもりや若年無業者（ニート）といった若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校、子どもの貧困などの諸問題が深刻化・長期化しており、本町においても対応が必要となっています。

このような状況の中で令和5年4月に施行された「こども基本法」は、次代の社会を担う全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定されており、子ども・子育てに関する支援対策は新たなステージへと進んでいます。

本町では、このたび「第2期湯梨浜町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度末に終了することから、本町の実情を踏まえ、子ども施策を総合的かつ強力に推進するため、「第3期湯梨浜町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。引き続き、きめ細かく切れ目のない子ども・子育て支援環境の充実に取り組み、子どもの育ちが保障され、子どものいるすべての家庭が安心して子育てできるまちの実現を目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に行うための市町村計画であり、国の定める基本指針を踏まえて策定します。さらに、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援市町村行動計画」、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく「市町村行動計画」及び「子どもの貧困対策の推進に関する

法律」に基づく「子どもの貧困対策計画」としての位置付けも含む計画として策定するものです。

本町のまちづくりの総合的指針である「湯梨浜町総合計画」や地域福祉の方針を定める「湯梨浜町地域福祉計画」、その他関連する分野別計画との調和と整合性を図り策定します。

3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とします。なお、計画期間中における社会情勢の変化や法制度の変更等に対しては柔軟に対応し、必要に応じて見直しを行うこととします。

また、こども基本法により、市町村は、同法第9条に基づく「こども大綱」とこれに基づき作成される都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう努力義務が課せられています。本町では、令和7年度から本計画を開始しつつ、計画期間内に市町村こども計画の一部として位置づけるよう見直しを行い、新たに湯梨浜町こども計画（仮称）を策定することとします。

4 計画策定の体制

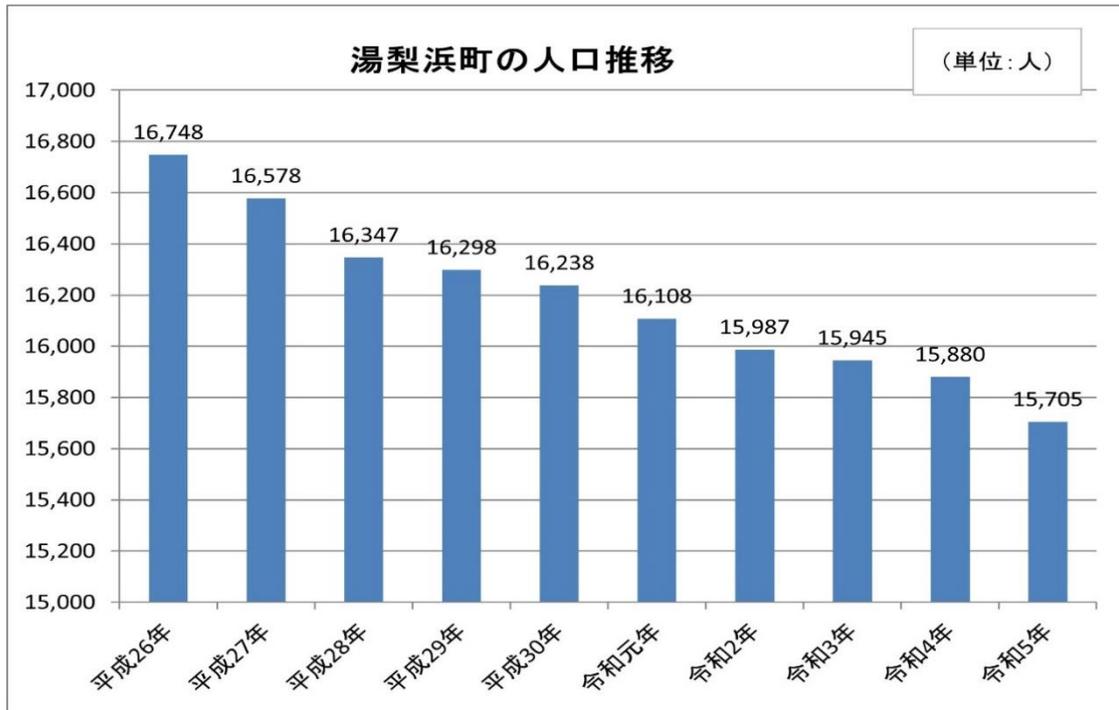
本計画の策定にあたっては、「子ども・子育て支援法」第77条に定める合議制の機関として、公募による住民代表、学識経験者、保育関係者、教育関係者などで組織する「湯梨浜町子ども・子育て会議」において審議を行うとともに、子育て世代の子育てに対する意識や実態を把握し、意見を施策に反映させるため、未就学児の保護者及び小学生の保護者へのアンケートを実施します。さらに、住民に本計画の案を公表し、広く意見を求めるため、パブリックコメントを実施します。

第2章 湯梨浜町の子ども・子育てを取り巻く状況

1 子ども・子育てにかかる人口・世帯等の状況

(1) 人口の推移

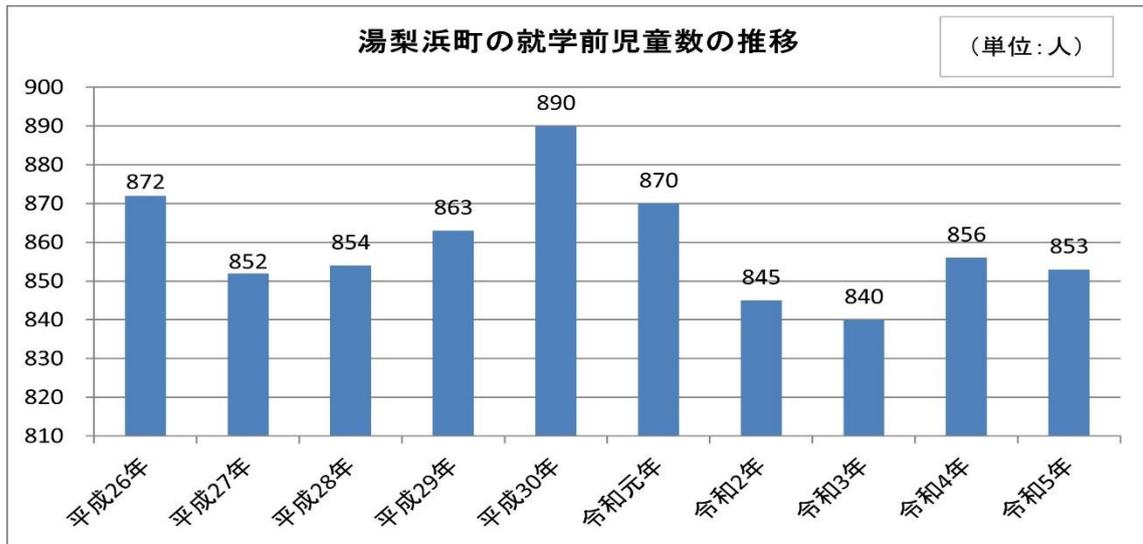
湯梨浜町の人口は合併の翌年である平成17年をピーク（17,687人）に減少の一途を辿っています。平成26年から令和5年までの10年間で、1,043人減少（約6.2%の減）しています。



【出典：鳥取県推計人口（鳥取県統計課資料） 毎年10月1日現在】

(2) 就学前児童（0歳から5歳）数の推移

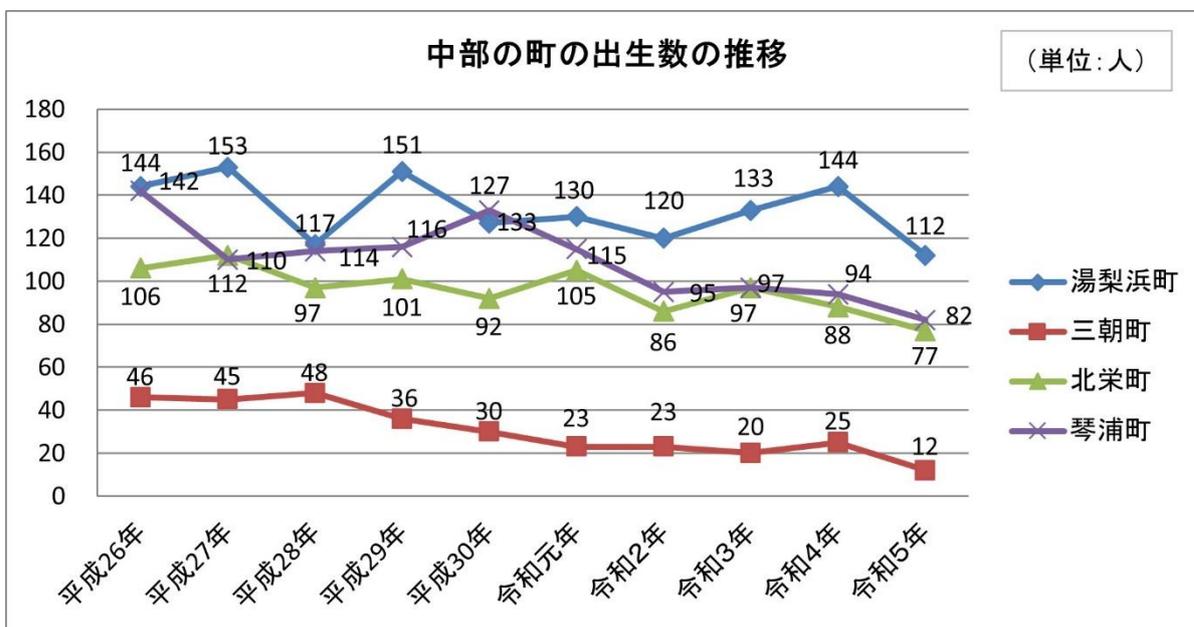
就学前児童数は、平成26年度以降、増減を繰り返しながら推移しています。



【出典：鳥取県推計人口（鳥取県統計課資料） 毎年10月1日現在】

(3) 出生数の推移

中部地区4町の出生数は、それぞれ増減を繰り返しながら、わずかに減少しています。



【出典：鳥取県人口移動調査 暦年集計】

(4) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、全国、鳥取県より概ね高い数値となっています。

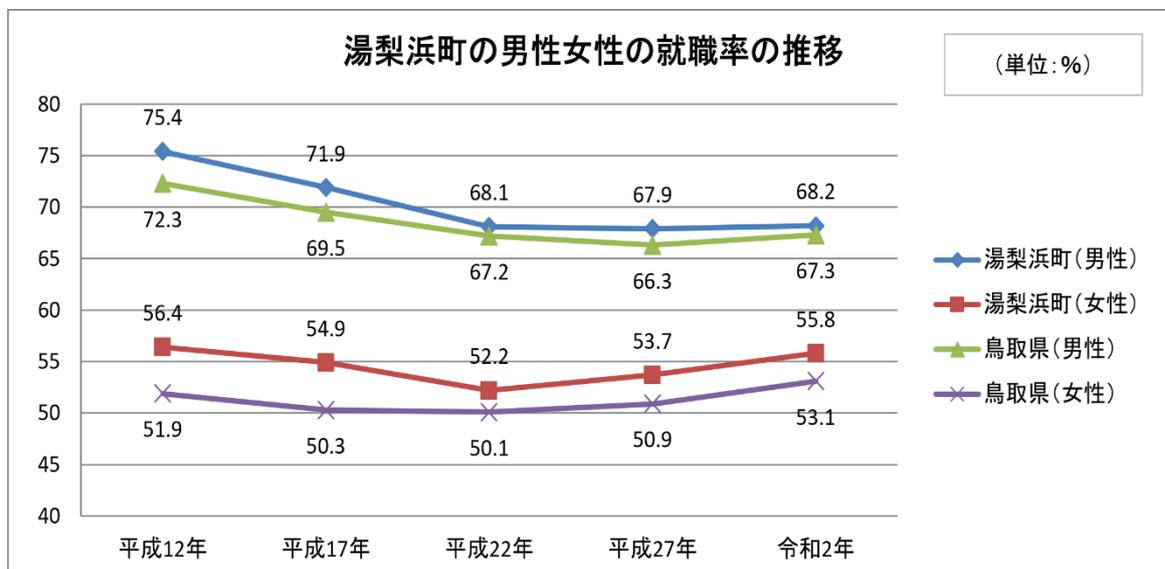
※合計特殊出生率は、出産可能年齢（15～49歳）の女性に限定し、各年齢の出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子どもを産むのかを推計したものです。



【出典：人口動態調査】

(5) 就業の状況（15歳以上の就業人口）

平成22年と令和2年を比べると、男性は微増、女性は3.6ポイント増加しています。男女とも、鳥取県平均より高い率で推移しています。



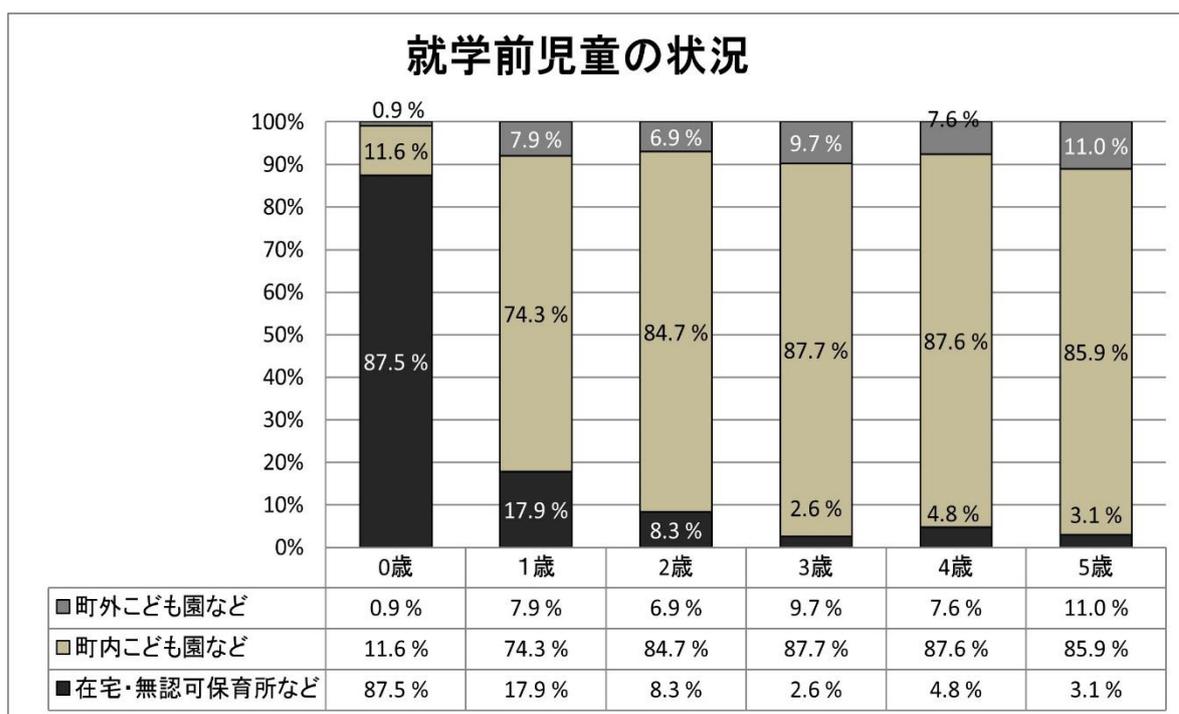
【出典：国勢調査】

2 湯梨浜町の子育て施策の状況

(1) 就学前児童の状況

4月1日現在で、1歳で82%が在園し、3歳になると97%がこども園、保育所、幼稚園等に在園しています。

《令和6年4月1日現在》

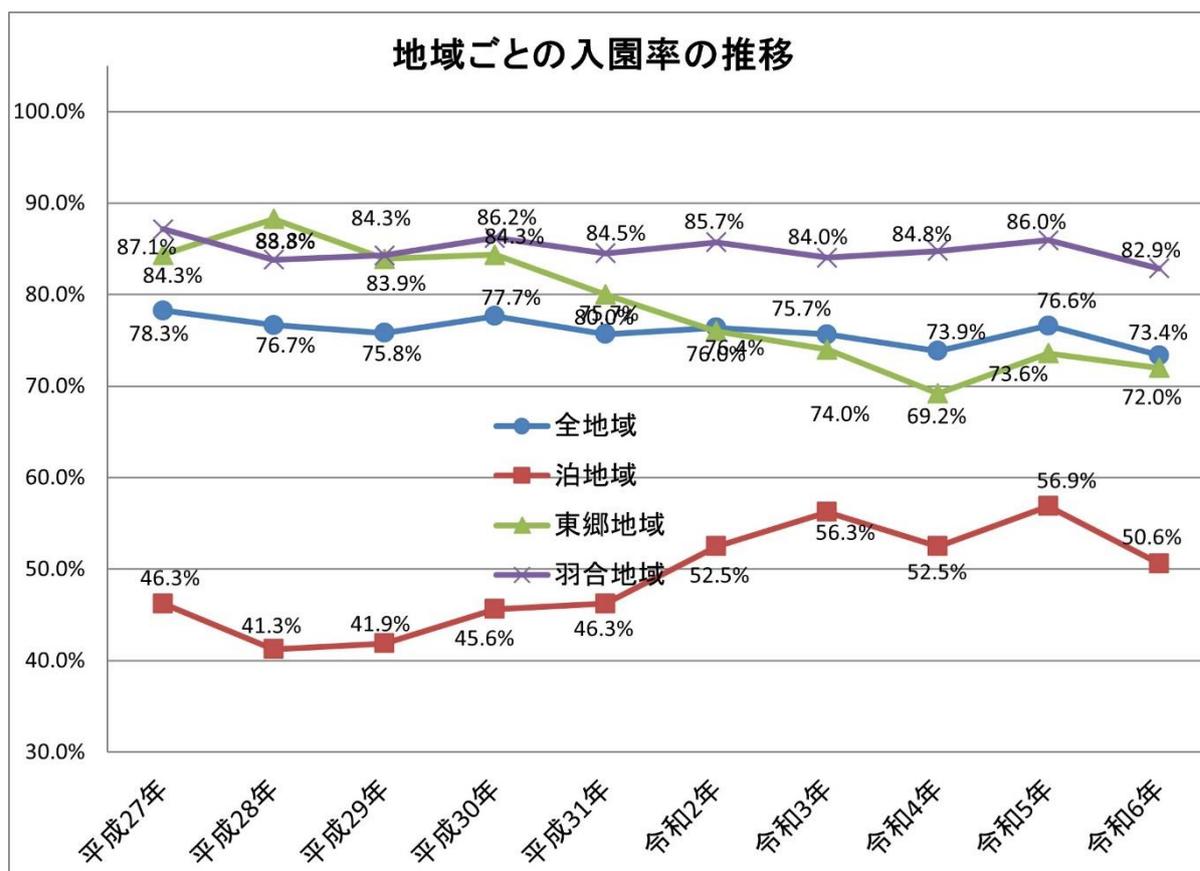


(2) 町内の保育所、認定こども園

町内に9施設あり、総定員は830人です。

《令和6年度》(単位:人)

地域	園名	公・私立	所在地	定数	入園児数 (R6.4.1現在)
泊	あさひこども園	公立	泊 1175-7	100	40
	わかばこども園	公立	宇谷 606-1	60	41
東郷	とうごうこども園	公立	門田 3	130	98
	太養保育園	私立	方地 511-1	30	15
	まつざきこども園	公立	中興寺 192-1	60	38
	ニチキッズ湯梨浜ながえ保育園	私立	長江 202-6	30	29
羽合	はわいこども園	公立	光吉 107-1	160	139
	たじりこども園	公立	田後 781-2	120	101
	ながせこども園	公立	はわい長瀬 544	140	108
合計				830	609



各年度4月1日現在、各地域の入園の状況を比較

※入園率は、各施設の定員数に対する入所者数の割合を示したものです。

(3) 地域子育て支援センター

子育て中の親子の交流の場及び育児不安等の相談や子育てに関する講習など、地域で子育て支援を行う地域子育て支援拠点として、はわいこども園内に設置し、町内3ヶ所で活動しています。

《令和6年度の状況》

地域	名称	所在地	開所日
羽合	はわいこども園子育て支援センター 「ぼかぼか広場」	はわいこども園（光吉）内	第3土曜日 9:30～12:00 月～金曜日 9:30～12:00 13:00～15:00
泊	泊地域子育て支援センター 「サンサン広場」	あさひこども園（泊）又はわ かばこども園（宇谷）内	毎月2回 9:30～12:00
東郷	東郷地域子育て支援センター 「すまいる広場」	花見コミュニティ施設 [旧花見小学校]（門田）内	月・水曜日 9:30～12:00

利用状況（年間）の推移

（単位：人）

名称（地域）	R1	R2	R3	R4	R5
ぼかぼか広場（羽合）	2,951	3,051	3,089	2,836	3,611
すまいる広場（東郷）	3,271	1,245	717	298	363
サンサン広場（泊）	351	70	0	0	92
合計	6,573	4,366	3,806	3,134	4,066

※利用者数は、未就園児とその養育者、妊婦を対象として集計しています。

(4) 児童館

児童厚生施設として、児童の健全な遊びを与え、健康を増進し、情操を豊かにするため、町内に2ヶ所設置しています。

地域	名称	所在地	開所日
東郷	田畑児童館	久見412-1	火～土曜日
羽合	浜児童館	はわい長瀬1678-5	火～土曜日

《令和5年度の利用実績》

（単位：人）

施設	延利用人数
浜児童館	2,353
田畑児童館	1,100

(7) 特別保育事業

事業	概要
延長保育事業	通常の利用時間以外の時間において保育を実施する事業
在園児一時預かり事業	教育時間前後の預かり保育（※1号認定子どもを対象）
未就園児一時預かり事業	家庭での保育が困難となる場合に、一時的に保育サービスを提供する事業
休日保育事業	休日において家庭での保育が困難な児童に対して保育する事業（中部の市町でババール園に委託）
子育て支援短期利用事業	家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合等、児童を児童福祉施設において一定期間養育又は保護する事業

《利用状況の推移》

(単位:人)

事業	区分	R1	R2	R3	R4	R5
延長保育事業	実人員	290	291	289	278	270
	延人数	6,356	6,981	6,545	6,674	5,340
一時預かり事業 (1号認定の利用)	実人員	38	18	23	16	24
	延人数	1,104	456	425	195	389
一時預かり事業 (未就園児)	実人員	52	38	32	43	15
	延人数	276	125	110	87	155
休日保育事業	延人数	4	6	3	0	1
子育て支援短期利用事業 (ショートステイ)	実人員	0	1	1	0	0
	延人数	0	2	2	0	0
子育て支援短期利用事業 (トワイライトステイ)	実人員	0	1	0	0	0
	延人数	0	1	0	0	0

(8) 病児・病後児保育事業

事業	概要
病児保育事業	児童が入院等の必要がなく当面症状の急変は認められないが病気の回復期に至らない状態のときに、一時的に保育を行う事業 ※中部市町でババール園に委託（厚生病院内に「きらきら園」を開設） ※令和7年1月から湯梨浜町内の民間医療機関が「キッズケア・ポノ」を開所
病後児保育事業	児童が病気の回復期であって、集団保育又は出席が困難である状態のときに、一時的に保育を行う事業 ※中部市町で野島病院に委託（野島病院内に「すくすく園」を開設）

《利用状況の推移》

(単位:人)

事業	区分	R1	R2	R3	R4	R5
病児保育事業	実人員	22	9	26	15	18
	延人数	118	74	61	44	54
病後児保育事業	実人員	7	5	9	3	5
	延人数	19	7	17	4	6

3 アンケート結果からみる子どもと子育ての状況

【保護者の就労状況について】

父母の就労状況については、父親はフルタイムによる就労が97.6%と圧倒的に多くなっていますが、母親ではフルタイムが64.0%、パート・アルバイトが25.7%となっています。前回調査に比べ、母親のフルタイムによる就労が4.8%上昇しています。

子どもが生まれた時の育児休業について、母親が71.2%、父親が21.1%取得しており、特に父親は、前回調査から17.0%上昇していることから、男性の育児参加について、社会環境の整備が進みつつあるものと考えられます。

ただし、育児休業の取得期間に関して、36.7%の男性が、子どもが1歳なるまでを希望しているのに対し、実際は73.2%の方が6か月未満の取得に留まるなど、理想と現実には、未だ差異があります。

また、育児休業取得後の職場復帰において、短時間勤務制度を利用したくても、職場の雰囲気や給与面から取得できなかった方が一定数あり、課題の解決に向け、引き続き検討が必要です。

【子育てについて相談できる人（場所）の有無】

子育てをする上で、気軽に相談できる人（場所）について、92%の方が「いる/ある」と回答しました。配偶者やパートナー、親族、友人、職場の人、こども園等がその相談先となっています。一方、相談できる人（場所）が「いない/ない」と回答した方が6%あり、子育て家庭の孤立を防止するため、子育て支援センターや子育て世代包括支援センターなど相談機関の充実などについて検討が必要です。さらに、かつては子育て機能の重要な役割を担っていたご近所や地域とのつながりについて、「付き合いはなく、あいさつをする程度」と答えた方が46.9%と約半数を占めています。地域共助の実現は、地域への愛着醸成や住みやすさにもつながることから、地域と子育て家庭を結びつける取り組みが必要です。

また、子育てに関して日頃悩んでいることや不安に感じることにについての設問では、「子どもを叱りすぎているような気がする」と答えた方が16.7%あり、さらには、「子育てのストレスがたまって、子どもに手をあげたり、世話をしなかつたりしてしまう」と答えた方が1.6%いました。児童虐待通報においても、依然として虐待が疑われる事案が発生しています。子育ての不安に寄り添えるよう、日ごろから相談しやすい体制づくりと関係の構築が必要です。また、子どもの虐待（疑いを含む）を発見した際に、速やかに通告し、関係機関が連携して支援する体制を強化することが必要です。

【町内の遊び場、外出先での困りごとに関して】

未就学の子どもの日中の遊び場について、公園や自宅と答えた方が67.9%でした。遊び場の困りごととして、「雨の日に遊べる場所がない」を挙げる方が39.3%あったほか、その他の意見として、「暑い日には遊ぶところがない」「町内の公園は人が集中する」といった意見もありました。屋外の公園施設以外の遊び場確保について、検討が必要です。

さらに、外出先での困りごととして、「オムツ替えや親子での利用に便利なトイレがない」「小さな子どもの食事に配慮された場所がない」「買い物中に子どもを遊ばせる場所がない」などを挙げる人が一定数あり、子育て家庭に優しい環境づくりについて、実態の把握と事業者等への啓発について検討する必要があります。

【教育・保育施設の利用状況】

0～5歳までの未就学児童のうち、86%の児童がこども園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用しています。また、利用していると回答された方のうち、91%が町内の施設で、6%の方が町外の施設を利用しています。

こども園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用していない理由については、「子どもがまだ小さいため」「利用する必要がない」に次いで、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」が約15%あり、前回調査と同様の結果となっています。児童をこども園等に入園させたいが入園できない状況が解消できていないことがわかります。

【病児・病後児保育について】

子どもが病気やけがで教育・保育の事業が利用できなかった場合、父親または母親が仕事を休んだと回答された方が74.8%あり、病児・病後児施設を利用しない理由として、多くの方が「子どもが病気のときは親がそばにいてあげたい」と考えています。一方、「子どもの看護を理由に休みがとれない」「休暇日数が足りない」などの理由から、保護者が休んで子どもをみるのが難しいという方もあり、セーフティネットとして、病児・病後児保育事業を継続して実施していく必要があります。

【放課後児童クラブについて】

小学生の放課後の過ごし方について「自宅」と回答された方が41.4%と最も多いが、次いで「放課後児童クラブ」が30.7%となっており、小学生が放課後を過ごす場所として放課後児童クラブが重要な役割を担っています。未就学児の保護者においても、48.8%が小学校低学年(1～3年生)のうち放課後児童クラブを利用したいと答えており、高いニーズがあるものと思われます。

開所日や利用時間、利用料金については、現状のままで良いと考えている方が大半を占めていますが、施設・設備の改善や指導内容の工夫を望む方もあり、対応を検討する必要があります。

【子育て家庭の経済状況について】

子育て家庭の経済的な暮らしの状況について、約半数の方が「普通」と回答していますが、10.1%の方が「大変苦しい」、27.1%の方が「やや苦しい」と回答しています。同様に、急な出費で家計のやりくりができないことが、「よくあった」と答えた方が8.1%あったほか、ローンや債務の滞納、生活必需品が購入できなかったなどの状況があった方が一定数あり、そういった家庭が、社会から取り残される状況に陥らないよう、相談できる体制を整備、周知する必要があります。

【子どもの人数・出生率の向上に関して】

希望する子どもの人数について、未就学児の保護者では、2人を希望する方が42.9%、3人を希望する方が40%でした。小学生の保護者では、2人を希望する方が44.3%、3人を希望する方が37%となっており、両世代とも2～3人の出産を希望しています。ただし、実際の子どもの人数については、3人目の出産に差違があり、希望した子どもの数より実際の子どもの人数が少ない結果となっています。この理由としては、「金銭的な裕福さが失われる」「自分や配偶者の年齢が高い」「仕事と家庭の両立が難しい」が上位となっており、プレコンセプションケアの充実など出産に対する意識の啓発やワークライフバランスの一層の推進、出産・子育てに対する長期的な経済支援などを求める意見が多くありました。

4 子ども・子育て支援の取組状況（第2期計画の振り返り）

【基本目標ごとの取組み状況】

I 親と子がともに学びあい、地域がかかわりあう環境づくり

- 基本的な生活習慣の定着に向け、こども園においてクラスだよりや個人懇談を通じた啓発、生活習慣カードを活用した支援、ノーマディアデーなど積極的に取り組みました。
- 小・中学校において、性・喫煙・薬物等の学習などを実施しました。
- 家庭教育力の向上のため、参観日や保護者会などの機会をとらえ、育児・教育講演会等を実施しました。
- これから親となる世代が子育てに対する理解を深められるよう、両親学級や妊産婦教室を実施しました。
- 母子健康手帳アプリ（母子モ）を活用して、子育てに関する情報を発信し、保護者の意識啓発に努めました。
- 放課後子ども教室の実施や地域伝統行事への児童生徒の参加など、地域の人との交流を推進しました。

《評価及び課題》

- 子どもの生活時間は、保護者の就労時間や生活形態など個々の家庭の状況に影響されることが多く、中には、朝食を食べていなかったり、夜遅くまで起きていたりする子もいます。家庭と共通認識を図りながら、基本的な生活習慣の定着に向けた取り組みが必要です。
- 子どもの食生活や発達など保護者の子育て相談に柔軟に対応しています。今後も、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、親子に寄り添った支援ができるよう、関係者で連携しながら対応していくことが必要です。
- こども園での運動あそびや小・中学校における体力づくりなどの取り組みは進んでいますが、休日、特に雨天時等に安全に体を動かして遊ぶことのできる環境が少なく、確保について検討が必要です。

II 子育てをしているすべての家庭を支える環境づくり

- 利用しやすい保育サービスの提供を促進するため、3歳以上児及び第3子以降の保育料無償化を実施しました。
- 民間保育施設の整備に対する助成を行い、保育施設が1施設新規に開設され、令和2年度から受け皿が拡充されました。（現在、幼保連携型認定こども園：5園、保育所型認定こども園2園、保育所2園）
- 子育てに悩みや不安を抱える保護者の相談先として、子育て世代包括支援センター及び子育て支援センターを運営し、相談や保護者同士の交流を図る体制の充実を図りました。
- 乳幼児や妊産婦の健康増進を図るため、妊婦健康診査費や定期予防接種及び季節性インフルエンザ予防接種費用の助成、保健師による子育て家庭への訪問を実施しました。
- 児童虐待防止対策について、早期発見・対応、虐待の発生予防を念頭に、児童相談所をはじめ、こども園、小・中学校等関係機関と連携を図りながら対応しました。
- 生後8週間から2歳までの乳幼児を、こども園などに預けず家庭で保育する保護者へ月額3万円を給付金として支給し、子育て家庭を経済的に支援しました。
- 子育て家庭に対し、妊娠届時と出産後の2回、各5万円（計10万円）を支給し、妊娠・出産期の経済的負担軽減を図りました。

《評価及び課題》

- こども園の入園希望者が多く、特に3歳未満児については希望するこども園への入園が

難しい状況です。民間事業者の保育所開設により、3歳未満児の受け入れ枠は拡大したものの、宅地造成の増加や保育士不足などの影響により、受け皿は依然として充分ではありません。引き続き、保育士不足や保育施設確保など諸課題の解決に取り組み、保育ニーズに応えていく必要があります。

- 出生した乳児の全家庭を保健師が訪問し、子育てに関する情報を提供するとともに、養育環境の把握や子育て相談を実施し、必要に応じて産後ケア等の支援に繋げるなど、子育て家庭の孤立防止に取り組みました。妊娠期から出産・子育て期まで切れ目ない支援ができるよう、保健師と関係機関が連携し、子育て家庭に寄り添っていくことが必要です。
- 子どもの貧困やヤングケアラーなど今日的な課題について、本町における実態の把握が難しい状況にあります。こども園や小・中学校における状況把握や相談機関の充実による実態把握により、早期に支援に繋がられる体制の構築が必要です。

Ⅲ 働きながら子育てをしている家庭を支援する環境づくり

- 放課後児童クラブについて、支援員の安定的な確保や保育環境の充実を目的として、令和4年度から民間事業者に運営を委託しました。土曜、長期休業の開所時刻を30分早めるなど、保護者ニーズに柔軟に対応しました。
- 児童生徒の子育てに関する意識の改革を図るため、小中学校において、男女共同参画についての学習や啓発に取り組みました。
- こども園等の特別保育事業や放課後児童クラブ事業の実施により、保護者の多様な働き方を支援しました。様々な研修を実施し、保育士や放課後児童クラブ支援員等の指導力向上を図りました。

《評価及び課題》

- 放課後児童クラブの児童受け入れについて、定員を超えて受け入れている施設もあります。特に羽合地域においては、児童数が増加傾向にあることから、受入体制の拡充について、検討する必要があります。
- ファミリー・サポート・センター事業について、各種PRや体験会の実施など提供会員確保の取り組みを進めていますが、安定的な事業実施に向け、引き続き対策を講じる必要があります。
- 男女共同参画に対する意識の高まりとともに男性の育児休業取得も増えています。仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくりを推進するため、国、県等と連携し、事業所等への啓発を図ることが必要です。

Ⅳ すべての子どもが安全に育つ安心のまちづくり

- 子どもを犯罪から守る取り組みを推進するため、広報活動による意識啓発や地域パトロールを実施しました。
- 「ノーメディアデー」の取り組みを実施し、インターネットやゲームに依存しない生活習慣について啓発しました。
- インターネットや携帯電話によるトラブルに巻き込まれないよう、保護者や子どもを対象に講演会などの啓発活動を実施しました。

《評価及び課題》

- 全国的に子どもが交通事故や事件に巻き込まれるケースが後を絶ちません。今後も地域パトロールや安全点検等を継続するとともに、各種啓発に努める必要があります。

Ⅴ 子育てしやすい社会環境づくり

- ワークライフバランスの実現に向け、各種研修会、啓発活動を実施しました。

- 受動喫煙防止対策として公共施設における敷地内禁煙を推進し、子どもたちにとって有害な環境を取り除くよう努めました。
- 子育て支援センターの活動を中心に、妊産婦、乳幼児の保護者が交流する機会を設けました。

《評価及び課題》

- 東郷湖羽合臨海公園を子ども連れの家族が利用しやすくなるよう、駐車場や遊具が整備されましたが、近年の猛暑や雨の日において、子どもや子連れの方が安心して利用できる環境の確保について、引き続き検討が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

国は、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活ができる社会の実現を目指し、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5年4月に「こども基本法」を施行しました。

将来を担う子どもは、湯梨浜町の未来をつくる力となります。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、地域にとって重要な課題です。

子育てとは本来、保護者が第一義的な責任のもと、愛情を注ぎ、その存在に感謝し、また子どもが成長する姿を楽しみながら、保護者自身も成長するという、喜びや生きがいをもたらすものです。しかしながら、経済的な問題や健康上の問題、家族関係の問題などで、子どもの健全な成長や安心・安全な暮らしが妨げられることがあります。そうした場合に、地域が手を差し伸べ、必要な支援へとつなげることで、自立した生活が可能となります。

子ども一人ひとりの成長や家庭の状況に応じた支援を行い、すべての子育て家庭が安心して子育てができる環境を整えること、また、子育てが楽しい、子どもを産みたい、育てたいと思える社会インフラ環境や、サポート体制を確立させていくことにより、子どもの笑顔があふれる活気ある地域づくりをめざしていくことが重要だと考えます。

希望ある未来に向け、家庭と地域が一体となって、「子どもの最善の利益」を守ることができるまちの実現をめざし、これまでと同様に、次の基本理念を掲げます。

【基本理念】

家庭ではぐくみ 地域ではぐくむ あったか子育て 湯梨浜町
～ 子育てが楽しい 愛情いっぱいのまち ～

子どもと保護者がともに成長し、子育てを通して喜びや幸せを得られる環境づくりを進めるためには、さまざまな問題を抱えている子どもや子育て家庭が、身近なところで気軽に相談できる環境を整えるとともに、早期に問題を発見し、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援ができる体制を充実させる必要があります。このため、住民、教育・保育関係者、企業・団体、行政が「子ども・子育て支援」の重要性に対する関心と理解を深め、それぞれの役割を果たしながら協働のもとで推進することが必要です。

2 基本目標

本計画は、基本理念を実現するため、「こども基本法」や「こども大綱」の考え方を踏まえなが

ら、次の3つの基本目標を定めます。

(1) 子どもが笑顔で健やかに育つまちづくり

子どもが笑顔で健やかに育つまちを目指して、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するとともに、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を構築し、子育てに対する不安の解消に努め、親子の心身の健康の保持・増進を図ります。

また、今後、より一層ニーズの広がりが見られる放課後児童クラブ等、保護者をサポートする事業についても、体制の充実を図ります。

さらに、子ども一人ひとりを権利の主体としてその人権を尊重する社会の構築を推進することにより、一人ひとりの子どもの最善の利益を考えるとともに、全ての子どもと家庭を対象とし、その個性や成長、ニーズに応じた支援を推進します。

(2) 家庭で愛情いっぱいの子育てできるまちづくり

世帯構成の変化や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加などにより、保護者や家庭を取り巻く状況は変化しており、子育ての負担や不安、孤立感は大きなものになっています。

子育て家庭が愛情をもって子育てできるまちを実現するには、子育てに関する相談体制や子育て家庭同士の交流、子育て力強化等の支援が必要です。

また、就労形態の変化などにより、保護者のニーズも多様化する中、幅広い働き方に対応できる環境整備も求められます。

今後は、すべての子育て家庭が、家庭の状況やライフスタイルに応じた子育てに向き合えるとともに、子どもの成長に楽しみや生きがいを感じながら、親としても成長することにより、家庭で愛情いっぱいの子育てできる環境づくりを推進します。

(3) 子どもや子育てを地域が見守り支えるあたたかいまちづくり

地域の中で子どもが安心・安全に生活するためには、地域で見守り、支えることが大切です。公園や道路環境、公共施設等のハード面の整備を進めるとともに、見守り体制や防犯対策等のソフト面の対策を充実し、安心・安全に配慮することが必要です。

また、子どもや子育て家庭を地域ぐるみで支えていけるよう、子育て支援に関する地域活動の支援や子育て相談・交流を促進します。

3 計画の体系



4 現状と課題

(1) 子どもが笑顔で健やかに育つまちづくり

近年、全国的に少子化や核家族化といった子ども・子育てを取り巻く社会情勢はめまぐるしく変化しており、湯梨浜町においても、総人口の減少に加え、年少人口割合の低下、核家族世帯数の増加が進んでいます。

このような状況の中、全ての子どもが健やかに成長していくためには、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するとともに、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を構築し、子育てに対する不安の解消に努め、親子の心身の健康の保持・増進が必要です。

湯梨浜町では、就学前児童数（0歳から5歳）が、過去10年間、増減を繰り返しながら横ばいで推移し、就業率も男女ともに県内平均より高い状態にあります。ニーズ調査においても幼児期の教育・保育の事業の充実を求める声が多くあり、利用ニーズの充足に向け、引き続き、体制の整備に努める必要があります。

また、放課後児童クラブ等、保護者の就労をバックアップする事業は、特に羽合地域において利用者数が増加傾向となっていることから、今後更なるニーズに対応できる体制の整備が求められます。

子どもの生活や成長に影響を及ぼす、児童虐待や子どもの貧困問題など、子どもを取り巻く課題が深刻化する中、子ども一人ひとりを権利の主体としてその人権を尊重する社会の構築を推進する必要があります。

湯梨浜町では、一人ひとりの子どもの最善の利益を考えるとともに、全ての子どもと家庭を対象とし、その個性や成長、ニーズに応じた支援を行い、子どもが健やかに笑顔で育つまちを目指します。

（2）家庭で愛情いっぱい子育てできるまちづくり

子どもが安全で健康的な日々を過ごし健やかに成長するためには、子育て家庭を支えることが重要です。近年、世帯構成の変化や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加などにより、保護者や家庭を取り巻く状況は変化しており、子育ての負担や不安、孤立感は大きなものになっています。

湯梨浜町においても、核家族世帯は増加傾向となっており、ニーズ調査の結果をみると子育てに対する不安や悩みのある家庭、子育てを気軽に相談できる人や場所がない家庭が一定数見られます。近所や地域の人とのつきあいがほとんどない方が多く、子育てに対応する相談体制や子育て家庭同士の交流促進等の支援が必要です。また、女性就業率が高いことから育児と仕事を両立している女性が多いと考えられます。

そのような状況の中、育児休業の取得割合は母親で7割、父親では2割を超えるなど、母親・父親ともに前回調査よりその割合は増加しているものの、父親の育児休業取得割合は依然として低く、取得期間も短いことから、育児休業制度の充実や育児休業取得に対する意識の醸成が必要です。今後は制度の周知・啓発を促進するとともに、就労形態の変化などにより多様化する保護者のニーズに対応できるよう、環境整備を進めます。

また、経済的な要因や家庭の教育力・養育力不足、社会的孤立、配偶者暴力など複合的な要因を背景に子どもの貧困が大きな問題となっており、子どもたちは、生活習慣の乱れ、不健康、不衛生、学力や学習習慣の未定着、いじめ、非行、虐待など様々な困難に直面しています。

湯梨浜町においても、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、子どもたちが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの

貧困対策を総合的に進めることが必要です。ニーズ調査の結果、町の子育て支援策について、「子育て世帯への経済的支援・負担軽減」に対する満足度が低く、育児休業や短時間勤務制度を利用していない理由においても「収入減となり、経済的に苦しくなる」が、上位となっていることから、経済的支援の拡充について検討が必要であると考えられます。

すべての子育て家庭が、家庭の状況やライフスタイルに応じた子育てに向き合えるとともに、子どもの成長に楽しみや生きがいを感じながら、親としても成長することにより、家庭で愛情いっぱい子育てできるまちの実現を目指します。

(3) 子どもや子育てを地域が見守り支えるあたたかいまちづくり

近年、子どもが日常生活の中で犯罪や事故に巻き込まれる事案が多発しており、子どもの安心・安全対策がより一層求められています。地域の中で子どもが安心・安全に生活することができるよう、環境を整備するとともに、地域で見守り、支えることが大切です。湯梨浜町においては、子どもが地域で安心・安全に生活できるよう、公園や道路環境、公共施設等のハード面の整備から、見守り体制や防犯対策等のソフト面の対策を実施し、地域全体で安心・安全に配慮してきました。

ハード面に関し、町内での子どもの遊び場や外出で困ることについて問うニーズ調査の結果では、雨の日の遊び場や授乳室、オムツ替え台が少ないことに対する要望が多く、さらなる対策が求められていると考えられます。

また、核家族化が進む中、ニーズ調査の結果、近所や地域の人々との付き合いがほとんどないと回答した人が半数近くを占めています。日常の生活だけでなく、災害発生など緊急時の対応など、地域での助け合いが命を救う鍵となることもあり、地域における近隣関係の構築が必要であると考えられます。

そのため、子どもや子育て家庭を地域ぐるみで支えていけるよう、子育て支援に関する地域活動の支援や子育て相談・交流を推進し、地域全体での子育て意識の向上を図ることにより、子育てを地域が見守り支えるあたたかいまちを目指します。

第4章 目標実現のための施策

基本理念の実現に向けて、3つの基本目標のもとで進める施策を次のとおり定めます。

1 子どもが笑顔で健やかに育つまちづくり

(1) 子どもの成長を支える教育・保育の提供

子育ては子どものいる家庭だけで完結できるものではなく、学校、こども園、保育所、放課後児童クラブ等があることで、子育ての悩みや負担感は大きく軽減し、前向きな気持ちで子育てをすることができます。すべての子どもと子育て家庭を見守りながら、質の高い教育・保育事業や子育て支援サービスを提供し、子育てしやすいまちをめざします。

また、学校、こども園、保育所、放課後児童クラブの利用ニーズに適切に応えるため、多様な教育・保育の場を確保するとともに、施設整備についても検討し、安心・安全な教育・保育の提供に努めます。

- 幼児期の教育・保育の体制整備
- 地域子育て支援事業の充実
- 就学後を見据えた教育・保育の充実
- 公立施設の整備
- 保育所、認定こども園などの教育・保育環境の充実

(2) 親子の健康の確保及び増進

妊娠期から始まる親子の健康づくりは、出産・子育て期を経て、学齢期、青年期に至るまで切れ目なく続いていく必要があります。心身の健全な発育・発達ができるよう、一人ひとりの子どもの成長に合わせた支援体制づくりをめざします。

また、子ども自身が健康の大切さを認識し、自ら管理・改善する能力を身に付けられるよう健康教育や体力づくりの推進に努めます。

- 保健・医療の充実（子育て家庭の家庭への訪問、産前産後サポート、産後ケア）
- 食育の推進
- 健康教育の推進
- 体力づくりの推進
- プレコンセプションケアの推進

2 家庭で愛情いっぱいの子育てできるまちづくり

(1) 家庭における子育て力の向上

保護者は、子育てについての第一義的責任を担っており、家庭教育はすべての教育の原点となります。こども家庭センターを拠点として子育て支援センター等と連携して、各種教室・講座、相談支援事業を実施し、家庭教育力の向上に努めます。また、これから親となる世代が、将来子どもを産み育てたいと感じられるように、子育てや家庭を持つことの大切さへの理解を

促進します。

- よりよい親となるための啓発、親育ちへの支援（各種子育て講座、保護者研修など）
- 育児、教育に関する相談体制の充実
- 情報提供体制の充実
- 妊産婦教室、父親学級、両親学級の充実

（２）子育てと仕事の両立支援

多くの家庭が共働きという中で、家庭と仕事のバランスを取ることが求められています。「湯梨浜町性別にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくりプラン」に基づき、保護者の多様な働き方を応援するため、こども園等の特別保育事業や放課後児童クラブ等の充実に努めます。また、保護者が、性別に関わりなく子育てに積極的に協力しあう意識改革に努めます。

- 放課後児童健全育成事業の充実
- 延長保育、一時預かり、乳児保育、障がい児保育、病児・病後児保育、休日保育の充実
- ファミリー・サポート・センター（依頼会員、提供会員の相互援助育児）の充実
- 「こども誰でも通園制度」の実施についての検討
- 幼児・学校教育における男女共同参画に関する学習の推進
- 地域・家庭・企業における男女共同参画意識の啓発
- 男女の固定的役割分担意識の解消に向けた啓発
- 働き方の見直し・啓発
- 雇用の促進・就労の支援

（３）困難な状況にある子どもの支援

貧困やヤングケアラー等の家庭環境、虐待等の家族関係、病気や障がいなど、さまざまな状況によって、子どもが不利益を被ってはいけません。それぞれの状況に応じた保護と支援を適切に実施することにより、子どもや子育て家庭が、困難な状況から抜け出せる支援体制づくりをめざします。

特に、児童虐待や子どもの貧困問題は、核家族化、人間関係の希薄化が進行する中で、子育て家庭を孤立させない支援の重要性が増しています。訪問支援活動や相談支援事業を充実させるとともに、虐待の発生防止、早期発見・対応、心のケアのため、こども園、学校、児童相談所等関係機関の連携強化に努めます。また、民生委員・児童委員をはじめとする地域での支援体制整備や啓発活動に取り組みます。

- 専門的支援の充実（発達相談支援体制の充実など）
- 虐待防止への支援（地域協議会の機能強化、児童相談所との連携、こども園・学校等における研修、広報活動など）
- 家庭の経済状況に関わらず、健やかに成長できる支援の充実（ヤングケアラーへの支援など）
- ペアレント・トレーニング（のびっこ教室）の普及
- ひとり親家庭や外国籍母の自立支援

（４）経済的支援の充実

経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう、引き続き各種手当等の経済的支援を行うとともに、保護者及び子どもの生活支援、保護者の就労支援等、経済的な困窮家庭に対する側面的な支援を行います。

湯梨浜町では、こども園等の保育料について、3歳以上児及び第3子以降児の保育料を無償化し、副食費についても軽減措置を取っています。また、乳幼児期を家庭で子育てしたいと希望する保護者を経済的に支援するため、2歳までの児を家庭で養育する保護者等に給付金を支給しています。これらの支援策について、効果を検証しながら必要に応じて制度の見直しを実施し、引き続き安心して子育てができる環境づくりに努めます。

- 各種手当の充実
- 医療費助成の充実
- 経済的負担の軽減

3 子どもや子育てを地域が見守り支える安心のまちづくり

(1) 安心・安全な環境の確保

子どもや妊産婦、乳幼児の保護者が安心・安全に生活するために、公園や道路環境、公共施設等のハード面の整備を図るとともに、子どもを事故や犯罪から守るソフト面の取り組みの充実を図ります。

特に、パソコンやスマホ、タブレットなど情報機器の普及・進展に伴い、インターネットを通じて子どもが被害にあう事件やトラブルが増加しており、社会的な問題となっています。親と子どもがネットリテラシーを学ぶ機会を充実し、インターネットの適正利用を推進します。

- 子どもの遊び場確保、公共施設のバリアフリー化など子育てに配慮した施設等の整備
- 犯罪や事故等の防止・啓発
- 地域パトロールの推進・通学路の安全点検
- 子ども見守り活動の推進
- SNSトラブルやネット犯罪・依存の防止に向けた意識啓発（ネットリテラシー教育）

(2) 子育て団体の支援と連携

社会の変化によって地域の間人関係や連帯感が希薄化し、子どもたちを取り巻く環境が変化しています。地域の中で子どもたちが心豊かに成長できるよう、地域での自然、社会体験を通して、異世代・異年齢のふれあい交流を促進するとともに、地域が一体となって教育力の向上に努めます。

- 世代を超えた住民交流の場の充実
- 地域の子育て団体、関係機関との連携（こども食堂、こどもの居場所等）
- 地域行事への親子参加
- 放課後子ども教室の充実

第5章 第3期事業計画

1 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、本計画において、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて、設定する必要があります。

湯梨浜町においては、効率的な資源の活用を可能とし、町内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域を1圏域（全町）とします。ただし、事業の実施にあたっては小学校区単位等、各地区の実状を踏まえて行うものとします。

また、「量の見込み」については、令和6年度に実施した、就学前児童・小学生の子どもを持つ保護者を対象としたニーズ調査の結果と、湯梨浜町の今後5年間の人口推計、各サービスの利用実績等を踏まえて算出しています。

【提供区域】

事業名		提供区域	
		全町	小学校区
教育・保育施設		○	
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	○	
	地域子育て支援拠点事業	○	
	妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業	○	
	妊婦健康診査事業	○	
	乳児家庭全戸訪問事業	○	
	産後ケア事業	○	
	養育支援訪問事業	○	
	子育て短期支援事業	○	
	ファミリー・サポート・センター事業	○	
	一時預かり事業	○	
	延長保育事業	○	
	病児・病後児保育事業	○	
放課後児童クラブ		○	

2 教育・保育にかかる量の見込み・確保の内容と実施時期

教育・保育事業は、主に子どもたちが平日の昼間に利用する事業です。子ども・子育て支援新

制度のもとでは、子どもの年齢と、保護者の就労状況等からみる保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分があります。この認定区分に応じて、利用できる施設や、利用できる時間が決まります。

【認定の種類】

認定区分	子どもの年齢	保育の必要性	概要	利用できる主な施設等
1号認定	3歳から5歳	なし	子どもが満3歳以上で、新制度の利用を希望	認定こども園、幼稚園
2号認定	3歳から5歳	あり	子どもが満3歳以上で、町から保育の必要があると認定を受け、新制度の保育施設の利用を希望	保育所、認定こども園
3号認定	0歳から2歳	あり	子どもが満3歳未満で、町から保育の必要があると認定を受け、新制度の保育施設の利用を希望	保育所、認定こども園、小規模保育等

【量の見込み】

年度	区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
R7	児童数	137	118	146	152	116	152	821	
	1号				7	6	8	21	
	2号	教育二一ズ				2	2	2	6
		保育二一ズ				143	108	142	393
		合計				145	110	144	399
	3号	74	97	119				290	
	上記以外	63	21	27				111	
R8	児童数	138	145	124	153	154	123	837	
	1号				7	7	6	20	
	2号	教育二一ズ				3	2	2	7
		保育二一ズ				143	145	115	403
		合計				146	147	117	410
	3号	76	119	102				297	
	上記以外	62	26	22				110	
R9	児童数	142	147	151	132	154	162	888	
	1号				7	7	7	21	
	2号	教育二一ズ				2	3	2	7
		保育二一ズ				123	144	153	420
		合計				125	147	155	427
	3号	78	121	124				323	
	上記以外	64	26	27				117	
R10	児童数	140	147	149	155	130	160	881	
	1号				7	7	8	22	
	2号	教育二一ズ				2	2	3	7
		保育二一ズ				146	121	149	416
		合計				148	123	152	423
	3号	77	121	123				321	
	上記以外	63	26	26				115	
R11	児童数	139	145	149	153	153	134	873	
	1号				7	7	7	21	
	2号	教育二一ズ				2	2	2	6
		保育二一ズ				144	144	125	413
		合計				146	146	127	419
	3号	77	120	123				320	
	上記以外	62	25	26				113	

【提供体制の確保の内容及び実施時期】

平成27年4月より、公立施設はすべて認定こども園へ移行し、1・2・3号の受入が可能となっています。令和2年4月より民間事業者による0歳から2歳までを受け入れる30人定員の認可保育所が開設され、受入体制を拡充しました。また、令和7年4月には、町立たじりこども園の移転新築を予定しており、受入定員の拡大を図ることとしています。

教育・保育ニーズに対し、現状、近隣市町の施設を広域利用しながら、町全体としては、現在の施設で教育・保育の必要数が概ね確保できています。ただし、地域別の人口推移をみると、宅地造成等により羽合地域の児童数が増加傾向にあることから、羽合地域内の教育・保育ニーズが一層増加するものと思われるほか、必要な保育士数が十分に確保できていない状況が続き、広域利用での受入も困難になる傾向であることから、特に3歳未満児においては、入園希望に応えられない状況が深刻化する懸念があります。

これらの不安を解消し、希望する方が町内の教育・保育を利用できる体制を構築するため、公立保育施設の整備や再編を進めるとともに、民間事業者の参入を促すことで、受入体制の拡充を図りたいと考えています。また、保育士確保について、公営、民営を問わず処遇改善と労働環境改善に向けて引き続き取り組めます。

年度	区分	量の見込み ①	確保方策②			差引 ②-①
			特定教育・保育施設		地域型 保 育	
			町内施設	広域利用		
R7	1号	21	21			
	2号	399	399			
	3号	0歳	74	71	3	
		1・2歳	216	216		
	計	290	287	3		
R8	1号	20	20			
	2号	410	410			
	3号	0歳	76	76		
		1・2歳	221	221		
	計	297	297			
R9	1号	21	21			
	2号	427	427			
	3号	0歳	78	78		
		1・2歳	245	245		
	計	323	323			
R10	1号	22	22			
	2号	423	423			
	3号	0歳	77	77		
		1・2歳	244	244		
	計	321	321			
R11	1号	21	21			
	2号	419	419			
	3号	0歳	77	77		
		1・2歳	243	243		
	計	320	320			

【町内施設の利用定員】

施設名		はわい こども園	たじり こども園	ながせ こども園	とうごう こども園	まつざき こども園	あさひ こども園	わかば こども園	太養 保育園	ニチイ キッズ湯 梨浜なが え保育園	合 計
区分	1号	30	6	6	10	9	3	3			67
	2号	80	57	78	72	38	57	27	10		419
3号	0歳	9	15	12	6	3	9	9	2	6	71
	1・2歳	41	42	44	42	10	31	21	8	24	263
	計	50	57	56	48	13	40	30	10	30	334
合 計		160	120	140	130	60	100	60	20	30	820

3 地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込み・確保の内容

(1) 利用者支援事業（こども家庭センター）※変更

【事業概要】

子育て家庭や妊産婦が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し子育てを支援します。

【事業の種類】

基本型	子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施する。
特定型	待機児童の解消等を図るため、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、保育に関する施設や各種保育サービスを円滑に利用できるよう、情報提供や利用に向けての支援などを行う。
こども家庭センター型	母子保健と児童福祉が連携・協働して、全ての妊産婦及び子どもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施するとともに、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより全面的な対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行う。

【実施状況】

	R1	R2	R3	R4	R5
実施箇所数	1	1	1	1	1

※令和6年度までは母子保健型で実施

【事業の量の見込みと確保方策等】

《配置数》

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み（箇所）	1	1	1	1	1
確保量（箇所）	1	1	1	1	1

【提供体制の確保の内容及び実施時期】

本町では、子育て支援課窓口で一元的にこども園・保育所等の入園相談をはじめ、子育てに関する様々な相談や、子育て情報の提供、支援を行っています。

令和7年4月から、「湯梨浜町こども家庭センター」を設置し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援、また子どもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を提供していきます。

※こども家庭センター

令和4年6月の児童福祉法の改正により、市町村は、「こども家庭センター」の設置に努めることとされました。子育て支援課の「子育て世代包括支援センター」と「要保護児童対策地域協議会」が有してきた機能を引き継ぎながら、児童福祉・母子保健両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、誰一人取り残すことなく、相談・支援等を行うことを目的としています。

(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

地域子育て支援拠点事業は、「子育て支援センター」において、公共施設や保育所等、地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供、助言その他の援助を行います。

【利用状況】

	R1	R2	R3	R4	R5
実施箇所数（箇所）	1	1	1	1	1
年間延べ利用者数（人日）	3,251	4,165	3,842	3,125	4,066

【事業の量の見込みと確保方策等】

《年間延べ利用者数》

	R7	R8	R9	R10	R11
実施箇所数（箇所）	1	1	1	1	1
量の見込み（人日）	3,846	3,812	4,054	3,985	3,915
確保量（人日）	3,846	3,812	4,054	3,985	3,915

【提供体制の確保の内容及び実施時期】

主に就園前の児童とその保護者が利用する施設です。乳児活動や育児相談、妊産婦（プレママ）事業、親同士の交流機会の確保等、地域の子育て家庭を支援する活動を行っています。引き続き、親子が気軽に参加でき、ともに楽しみ、児童の成長を実感できるような事業の提供に努めながら、より専門性の高い事業を担うことについても検討を行っていきます。

現在は、はわいこども園子育て支援センターを拠点として事業を行っています（東郷・泊地域は出張方式）が、事業実施場所等について、現在の施設規模では多くの人数が利用することが難しいことから、ニーズや事業内容等を踏まえて、ゆとりのある場所の確保に努めます。

(3) 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業 ※新規

【事業概要】

妊婦等の身体的、精神的ケアを目的として、妊娠時から妊婦・その配偶者等に寄り添って、面

談等による情報提供や相談を実施し、ニーズに応じて必要な支援に繋げるとともに経済的支援を目的として、妊娠期と出産期の2回、妊婦支援給付金を支給します。

【事業の量の見込みと確保方策等】

《実施回数》

		R7	R8	R9	R10	R11
量の 見込み	妊娠届出数	137	138	142	140	139
	1組当たり面談回数	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数	411	414	426	420	417
確保量(回数)		411	414	426	420	417

【提供体制の確保の内容及び実施時期】

町の保健師により、母子保健法に基づく保健指導や新生児訪問指導、乳児家庭全戸訪問等の事業とも連携しながら面談等を実施します。

(4) 妊婦健康診査事業

【事業概要】

妊婦と赤ちゃんの健康を守るために、医療機関で行う健康診査（①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導）を公費助成により実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

【利用状況】

	R1	R2	R3	R4	R5
年間対象者数(人)	115	178	202	195	159
受診回数実績(回)	1,625	1,533	1,759	1,666	1,494

【事業の量の見込みと確保方策等】

《年間対象者数・受診回数》

	R7	R8	R9	R10	R11
対象者数(人)	137	138	142	140	139
量の見込み(回)	1,644	1,656	1,704	1,680	1,668
確保量(回)	1,644	1,656	1,704	1,680	1,668

【提供体制の確保の内容及び実施時期】

確実に健診が受けられるよう、引き続き実施医療機関の確保を行います。(中部5医療機関、その他県内産科医療機関)すべての妊婦に、妊娠初期から出産までの14回の健診について公費助成を行っていますが、中には直前まで健診を受けない妊婦もあるため、この健診の重要性を積極的に周知啓発していきます。また、若年妊婦、気になる妊婦への受診勧奨、支援を行い、母子ともに安全な出産をめざします。

里帰り出産等で県外の医療機関を受診される場合も費用の助成が受けられるため、母子健康手帳交付時に制度の説明を行うなど、対象者への制度の周知を図ります。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業(赤ちゃん訪問)

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、保護者の育児状況や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対し定説な支援に繋がります。

【利用状況】

	R1	R2	R3	R4	R5
訪問件数（人）	126	117	134	141	117

【事業の量の見込みと確保方策等】

≪訪問件数≫

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み（人）	137	138	142	140	139
確保量（人）	137	138	142	140	139

【提供体制の確保の内容及び実施時期】

町の保健師により、出生後1ヶ月以内を目標に、乳児のいるすべての家庭を訪問しています。子育てに不慣れな保護者の不安を和らげ、必要な支援や助言を行うと共に、訪問時における乳児・保護者の様子や産後うつアンケートの結果、または医療機関からの情報提供などから、特に支援が必要と認められる家庭については、養育支援訪問事業等のサービスにつなげていきます。

（6）産後ケア事業 ※新規

【事業概要】

出産し、退院して間もない母子に対して、助産師などの専門職が心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する事業です。

【利用状況】

	R3	R4	R5
アウトリーチ型（人日）	4	11	7
デイサービス型（人日）	13	32	5
宿泊型（日）	2	6	3

【事業の量の見込みと確保方策等】

≪利用件数≫

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み（人日）	46	47	48	47	47
確保量（人日）	46	47	48	47	47

【提供体制の確保の内容及び実施時期】

県中部管内の市町は、打吹公園クリニックと県立厚生病院の2医療機関に委託して産後ケア事業実施しています。

産後ケア事業が背景の一つには、核家族化、少子化の進行などにより出産環境が十分整わないことが挙げられることから、今後も産後ケアに対するニーズは高く、提供体制の確保に努めます。また、支援対象者にメンタルヘルスの対応を必要とする者などいることから、精神科医療機関等との連携体制の構築を図ることを含め、対応の検討が課題です。

（7）養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要だと判断した家庭に対して、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

【利用状況】

	R1	R2	R3	R4	R5
訪問件数（人）	7	7	11	5	6

【事業の量の見込みと確保方策等】

≪訪問件数≫

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み（人）	8	8	8	8	8
確保量（人）	8	8	8	8	8

【提供体制の確保の内容及び実施時期】

若年出産や望まない妊娠等妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭、子育てに対して強い不安や孤立感を抱える家庭、虐待のおそれやリスクを抱え、特に支援が必要な家庭等に対し、保健師、子育て支援員等が訪問を実施し、相談・支援を行います。

適切な訪問により、児童虐待の発生防止と早期発見・早期対応につなげます。

(8) 子育て短期支援事業

【事業概要】

(1) ショートステイ

保護者の疾病等の身体的理由もしくは精神的理由、環境上の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や、経済的な理由により緊急一時的に児童を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設において一定期間、養育・保護を行います。

(2) トワイライトステイ

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他の緊急の必要がある場合において、その児童を児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設で保護し、生活指導、食事の提供を行います。

【利用状況】

≪ショートステイ≫

	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数（実人員）	0	1	1	0	0
実績（延人数）	0	2	2	0	0

≪トワイライトステイ≫

	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数（実人員）	0	1	0	0	0
実績（延人数）	0	1	0	0	0

【事業の量の見込みと確保方策等】

≪ショートステイ≫

	R7	R8	R9	R10	R11
利用者数（実人員）	2	2	3	3	3
量の見込み（延人数）	8	8	12	12	12
確保量（延人数）	8	8	12	12	12

≪トワイライトステイ≫

	R7	R8	R9	R10	R11
利用者数（実人員）	1	1	2	2	2
量の見込み（延人数）	3	3	6	6	6
確保量（延人数）	3	3	6	6	6

【提供体制の確保の内容及び実施時期】

現在、ショートステイ・トワイライトステイともに、因伯子供学園・青谷こども学園・米子聖園天使園・米子聖園ベビーホームの4箇所へ委託して事業を行っています。宿泊を伴う保育支援の需要は必ずしも高いものではありませんが、ひとり親家庭の増加や女性の就労増等に伴い、ニーズの増加が見込まれます。事業の委託先である養護施設に空きがないと利用ができないため、引き続き委託先の確保に努め、事業を実施していきます。

(9) ファミリー・サポート・センター事業

【事業概要】

ファミリー・サポート・センター（地域において子どもの預かりの援助を行いたい者（提供会員）と援助を受けたい者（依頼会員）からなる会員組織）を設立し、会員の募集・登録や相互援助活動の連絡・調整等を行います。

【利用状況】

	R1	R2	R3	R4	R5
年間延べ利用者数（人）	311	198	197	53	54

【事業の量の見込みと確保方策等】

≪年間延べ利用者数≫

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み（人）	165	170	173	173	182
確保量（人）	165	170	173	173	182

【提供体制の確保の内容及び実施時期】

事業の延利用者数は増えていますが、実際にサービスを利用する人は限られているため、事業のさらなる周知と、利用者が使いやすい事業となるよう手続き方法などの検討を行います。また、安定した提供会員（育児の支援を行う者）の確保と人材の育成が今後の課題です。

(10) 一時預かり事業

【事業概要】

〈1〉幼稚園または認定こども園で実施する、主に在園児（※教育標準時間認定の子ども（1号認定子ども））を対象に行う、教育時間前後の預かり保育です。

〈2〉認定こども園、幼稚園、保育所等に通っていない乳幼児が、家庭において保育を受けることが一時的に困難となったとき、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【利用状況】

〈1〉 幼稚園・認定こども園 1号認定子どもによる不定期の利用

	R3	R4	R5
年間利用者数（実人数）	23	16	24
年間利用者数（延人数）	273	189	364

〈2〉 未就園児による利用

	R3	R4	R5
実施個所数	8	8	8
年間登録者数（実人数）	32	43	35
年間利用者数（延人数）	110	87	155

【事業の量の見込みと確保方策等】

〈1〉 幼稚園・認定こども園 1号認定子どもによる不定期の利用

《年間延べ利用者数》

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み（人）	249	262	275	262	262
確保量（人）	249	262	275	262	262

〈2〉 未就園児による利用

《年間延べ利用者数》

	R7	R8	R9	R10	R11
実施個所数	8	8	8	8	8
量の見込み（人）	134	131	141	138	138
確保量（人）	134	131	141	138	138

【提供体制の確保の内容及び実施時期】

幼稚園・認定こども園における在園児の一時預かりについて、利用希望は概ね満たせる状態にあり、引き続き事業を実施します。未就園児の一時預かりについて、利用希望が施設行事と重なった場合など、職員配置の事情から受け入れができないことがあるため、利用希望に柔軟に対応できるよう努めます。

また、家庭保育の推進や育児休業制度の普及に伴い、家庭で子育てを行う世帯が増え、また、「こども誰でも通園制度」の開始により、一時的な預かり保育全体の利用増加が見込まれることから、一層の受入体制の構築に努めます。

(11) 延長保育事業（時間外保育事業）

【事業概要】

保護者の就労状況等により、通常の保育時間を延長して子どもを預かる制度です。保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間帯以外の時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施します。

【利用状況】

	R1	R2	R3	R4	R5
実施個所数	9	9	9	9	9
年間利用者数（実人数）	290	291	289	278	270
年間利用者数（延人数）	6,356	6,981	6,545	6,674	5,340

【事業の量の見込みと確保方策等】

≪年間延べ利用者数≫

	R7	R8	R9	R10	R11
実施個所数	9	9	9	9	9
量の見込み（人）	5,839	5,972	6,349	6,283	6,260
確保量（人）	5,839	5,972	6,349	6,283	6,260

【提供体制の確保の内容及び実施時期】

町内全施設で、保育標準時間（11時間）を超えて保育を実施します。利用希望に対応できる状態にあるため、引き続き事業を実施します。

(12) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

保育所や幼稚園、認定こども園などに通園する児童が、病気または病気の回復期にあり、集団での保育が困難な児童が、保護者の就労等の理由により、家庭で保育を受けられない場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に子どもを預かる事業です。小学校3年生までの児童を対象としています。

【利用状況】

	R1	R2	R3	R4	R5
年間利用者数（実人数）	22	14	35	18	23
年間利用者数（延人数）	118	81	78	48	60

【事業の量の見込みと確保方策等】

≪年間延べ利用者数≫

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み（人）	63	65	68	68	68
確保量（人）	63	65	68	68	68

【提供体制の確保の内容及び実施時期】

病児・病後児保育は、鳥取県中部定住自立圏構想において、1市4町で取り組みを行っています。現在の委託先は倉吉市となっており、病児保育は“きらきら園（厚生病院内）”、病後児保育は“すくすく園（野島病院内）”で事業を実施しています。

感染症等の流行期において、収容人数の制約から希望に応じた利用ができない場合が想定されることから、令和7年1月から、新たに町内の民間医療機関に病児保育事業を委託し、受け入れ体制を拡充しました。

また、住民の方へ利用方法を周知し、稼働率の向上等、利用しやすい体制づくりに努めます。

(13) 放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

【事業概要】

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後及び長期休業中に、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【利用状況】

(1) 羽合小学校区

（開設場所：羽合第1／羽合小学校、羽合第2／ハワイアロハホール敷地内）

	R1	R2	R3	R4	R5
平均利用人数	96	139	134	125	134

(2) 東郷小学校区

（開設場所：東郷第1／東郷小学校、東郷第2／花見コミュニティ施設）

	R1	R2	R3	R4	R5
平均利用人数	116	110	98	100	96

(3) 泊小学校区

（開設場所：泊小学校）

	R1	R2	R3	R4	R5
平均利用人数	49	53	40	46	46

【事業の量の見込みと確保方策等】

確保量については、現在の開設場所の面積と、1人あたりの面積基準により受入できる人数を掲げています。

(1) 羽合小学校区

（開設場所：羽合第1／羽合小学校、羽合第2／ハワイアロハホール敷地内）

《利用者数》

		R7	R8	R9	R10	R11
量の 見込	低学年（人）	129	134	126	125	138
	高学年（人）	24	22	23	24	25
	合計	153	156	149	149	163
確保量（人）		210	210	210	210	210

(2) 東郷小学校区

（開設場所：東郷第1／東郷小学校、東郷第2／花見コミュニティ施設）

《利用者数》

		R7	R8	R9	R10	R11
量の 見込	低学年（人）	54	56	52	57	50
	高学年（人）	34	30	28	27	29
	合計	88	86	80	84	79
確保量（人）		74	74	74	74	74

(3) 泊小学校区

(開設場所：泊小学校)

《利用者数》

		R7	R8	R9	R10	R11
量の 見込	低学年（人）	27	33	25	23	19
	高学年（人）	14	12	13	12	15
	合計	41	45	38	35	34
確保量（人）		55	55	55	55	55

【提供体制の確保の内容及び実施時期】

放課後児童クラブ支援員の人材を確保し、安定的な運営を維持するため、引き続き、放課後児童クラブの運営を民間事業者に委託して実施します。

小学校の状況に応じて、余裕教室や特別教室、体育館などを活用し、校外に移動せず、安全に過ごせる居場所の確保に努めます。また、放課後子ども教室と連携を図りながら事業を実施することにより、児童が安心安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう総合的な放課後対策に取り組みます。

<羽合地域>

羽合地域については、宅地造成やアパート建設により、転入者の増が見込まれています。現在、羽合小学校内（1年生対象）とアロハホール敷地内（2年生以上）の2か所で実施していますが、増加する利用ニーズに対応できるよう、実施場所の増設や受入体制の見直し等について検討します。

<東郷地域>

東郷地域は、地域割りにより現在2か所で実施しています。利用人数の多い東郷第1放課後児童クラブでは、長期休業など利用者が増える時期は、小学校の余裕教室を利用することで受入場所の確保に努めています。また、東郷第2放課後児童クラブは施設の老朽化が進んでいることから、その対応について検討します。

<泊地域>

泊地域は、放課後児童クラブの運営に関する基準を満たしており、現在の場所で、引き続き事業を実施します。今後、特定地域選択制により児童数が増える見込みとなった場合には、受入体制の整備に取り組みます。

(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払う時間外保育、日用品等の費用の全額、一部を助成する事業です。

【事業の量の見込みと確保方策等】

幼児教育・保育の無償化に伴い、県及び町施策で保育料が無償となっていた第3子以降の副食材料費についての補助を実施します。その他の実費徴収については、状況をみながら、補足給付実施の有無を検討することとし、計画期間中の事業実施に係る量の見込み及び確保方策等は設定しないこととします。

(15) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進めるうえで、多様な事業者の新規参入を支援するとともに、その事業を利用する児童の保護者の経済的負担の軽減を図る事業です。

【事業の量の見込みと確保方策等】

町内の教育・保育需要の状況を見ながら必要に応じて検討することとし、計画期間中の当事業の実施に係る量の見込み及び確保方策等は現時点では設定しないこととします。

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業概要】

生後6か月から満3歳未満までの子どもが、保護者の就労の有無等に関係なく、月一定時間の利用可能枠の中で、時間単位等でこども園等を利用できる制度です。

【事業の量の見込みと確保方策等】

令和8年度から全自治体で乳児等のための支援給付として本格実施されることに向け、受入体制の構築が必要ですが、保育士不足の状況が続いている本町においては、現状、保育士の負担増や人員確保への対応が難しく、十分な対応が難しい状況にあります。そのため、計画期間中の当事業の実施に係る量の見込み及び確保方策等は現時点では設定しないこととし、今後、受入体制の構築に合わせて、計画を見直すこととします。

(17) 子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

【事業の量の見込みと確保方策等】

町内の需要を見ながら必要に応じて検討することとし、計画期間中の当事業の実施に係る量の見込み及び確保方策等は現時点では設定しないこととします。

(18) 親子関係形成支援事業

【事業概要】

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方などの知識・方法を身につけるため、講義やグループワーク、ロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

【事業の量の見込みと確保方策等】

町内の需要を見ながら必要に応じて検討することとし、計画期間中の当事業の実施に係る量の見込み及び確保方策等は現時点では設定しないこととします。

(19) 児童育成支援拠点事業（子ども第三の居場所）

【事業概要】

養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない子ども等に対して、居場所となる場を開設し、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、子ども及びその家庭の状況を評価・分析し、関係機関へつなぐなどの支援を包括的に提供することにより、虐待の防止や一時保護解除の家庭への円滑な復帰を図る事業です。

【事業の量の見込みと確保方策等】

本事業については、課題を抱える児童の居場所を提供するという事業の目的を踏まえ、利用者の状況や希望に応じて確実に支援を提供できる体制を整備する必要があります。町内の需要を把握しながら事業内容の検討・推進に取り組むこととし、計画期間中の当事業の実施に係る量の見込み及び確保方策等は現時点では設定しないこととします。

4 教育・保育の一体的提供と教育・保育の連携推進

(1) 認定こども園・保育所と小学校等との円滑な接続の推進

湯梨浜町では、令和7年3月現在、幼保連携型認定こども園5施設、保育所型認定こども園2施設、保育所2施設で教育・保育サービスを提供しています。

認定こども園・保育所と小学校等との円滑な接続を推進する観点から、接続を意識したカリキュラムの作成、保育士・保育教諭等と小学校教師との合同研修会や研究会の開催、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等による小学校の授業参観、小学校教師による教育・保育施設の保育参観、園児と小学校児童との交流活動、パンフレット等による連携・接続の意識啓発などの実施又は支援を通じて、教育・保育サービスの一体的提供と連携促進に努めます。

(2) 幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する研修の充実等による資質向上

保育士・保育教諭等の資質向上を図るため、園内研修に係る支援（幼児教育アドバイザーの派遣、公開保育の促進など）、各職階・役割に応じた研修（園長、中堅、初任者向けなど）、公私・施設類型を超えた合同研修（幼稚園・保育所・認定こども園等合同研修など）、分野別研修（特別支援教育、保育実践、子育ての支援、食育・アレルギー対応など）などを実施します。

(3) 処遇改善を始めとする労働環境への配慮

保育士・保育教諭等の処遇改善を始めとした労働環境の整備・改善のため、「湯梨浜町こども園業務改善推進会議」において、教育・保育に係る経験豊かな者、学識経験者等の専門家を活用しながら、教育・保育施設等におけるキャリアパスの構築、園内マネジメントの強化、就業規則の改善等について検討し、対策を講じます。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

幼児教育・保育無償化に伴い、幼稚園・認定こども園の預かり保育や認可外保育施設等の利用料を対象として「子育てのための施設等利用給付」が制度化されています。主たる目的である、保護者の経済的な負担の軽減や利便性を勘案しつつ、公正かつ適正な支給を担保できる給付を引き続き、着実に進めてまいります。

6 総合的な子どもの放課後対策の推進（新・放課後子ども総合プラン）

新・放課後子ども総合プランに基づき、全小学校において放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体的運営ができるよう、継続して取り組みます。

年 度	R7	R11
量の見込み	339	339
クラブ数（箇所数）	6	6
内小学校内での実施数	3	3

年 度	R7	R11
教室数	8	8
内小学校内での実施数	3	3

年 度	R7	R11
児童クラブ実施校数	3	3
子ども教室実施校数	3	3
一体的に実施する箇所数（学校数）	3	3

- 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的実施については、継続して町内全小学校（3箇所）で実施します。
- 放課後子ども教室においては、地域住民等の参画による学習支援、多様な体験及び活動事業などの実施をめざすとともに、放課後児童クラブを開設する各小学校では、放課後児童クラブの児童もその事業に参加できる一体的又は連携による運営を実施します。
- 新・放課後子ども総合プランの推進については、教育委員会、子育て支援課、放課後子ども教室、放課後児童クラブ、学校などの関係者が相互に連携し、適宜協議を行いながら推進します。

【一体的に実施する内容】

対象小学校区	一体的運営		連携の頻度
	児童クラブ	放課後子ども教室	
羽合小学校区	羽合第1放課後児童クラブ	ゆりはま自主学習の広場	月1回
泊小学校区	泊放課後児童クラブ	ゆりはま自主学習の広場	月1回
東郷小学校区	東郷第1放課後児童クラブ	ゆりはま自主学習の広場	月1回

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の基本理念である「家庭ではぐくみ 地域ではぐくむ あったか子育て 湯梨浜町 ～子育てが楽しい 愛情いっぱいのもち～」の実現に向けて、子ども・子育て施策に関わるすべての機関、民間団体をはじめ、住民、事業所等の連携・協働のもとで計画の推進を図ります。

その際、将来にわたって子どもが希望を持ち、未来の親たちも安心して子育てができるよう、持続可能な開発目標（SDGs）の視点を持ち、不平等や格差の解消、暴力や虐待の根絶、豊かな自然と経済活動の両立といった持続可能な社会をめざすとともに、他者を受け入れる寛容な心を持つことによる多様性の尊重や、デジタル社会への対応など、未来志向の連携・協働による計画の推進を図ります。

2 計画の進行管理

本計画は、計画に位置づけた施策及び事業について、「湯梨浜町子ども・子育て会議」において、毎年度、施策の進捗状況や課題について点検・評価を行うとともに、庁内においては、関係各課の連携を図り、全庁的な体制で取り組みます。

こうした推進の仕組みとして、【Plan（計画）－Do（実施）－Check（点検・評価）－Action（改善・見直し）】のPDCAサイクルを活用し、実効性のある取り組みの推進を図ります。

なお、社会経済情勢の変化や法制度の改正にともない、計画内容が大きく変動する場合には、必要に応じて計画の一部見直しを行うものとします。

3 計画の公表

本計画は、地域全体、社会全体で子育て家庭を支援するため、住民一人ひとりが取組の重要性を理解し、実践していけるよう、ホームページ等で本計画の内容を公表し、住民への周知徹底を図ります。

